

変更届提出書類一覧(病院・診療所・薬局が実施する訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導)

■届出について

- 届出の期限は変更日から10日以内となっています。
- 届出方法は原則として電子申請となります。電子申請届出システムから申請してください。

■電子申請届出システム利用時の留意事項

- 書類作成担当者の連絡先が事業所(施設)の連絡先と異なる場合は、届出情報確認画面の「備考」の欄に書類作成担当者の氏名及び連絡先を記載してください。
- 付表情報入力画面において、「変更前の内容(添付ファイル等)」の欄には今回変更が生じる前の内容を、「変更後の内容(添付ファイル等)」の欄には、今回変更が生じた内容を必ず入力してください(入力が無い場合は、出力される変更届出書の変更前・変更後の欄が空欄となってしまいます)。
- 添付ファイルのアップロード欄が不足する場合は、「予備1」及び「予備2」の欄を使用してください。なおもアップロード欄が不足する場合は、「平面図2~5(予備)」などの空いた欄を使用してください。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、**事業所単位での届出となります**。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所があり、それぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出・添付書類の提出が必要となります。

提出書類	留意点
<input type="checkbox"/> 変更届出書(別紙様式第一号(五)) ※1 <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項(付表第一号(三)、(四)又は(五)) ※1 ※2 ※3 <input type="checkbox"/> 添付書類 ※4 ※1: <u>電子申請届出システムに直接入力してください。</u> <u>また、やむを得ず紙書類での提出となる場合は、これらの書類も提出してください。</u>	※2:変更のない項目についても、省略せずに入力してください。 ※3:サービス種別により様式が異なります。 ※4:変更する事項により必要な添付書類が異なりますので、下表から確認してください。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、**事業所単位での届出となります**。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所があり、それぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出・添付書類の提出が必要となります。

変更する事項	添付書類	留意点
事業所の名称	<input type="checkbox"/> 保険医療機関・保険薬局の変更届の写し	
専用区画等の変更	<input type="checkbox"/> 事業所の平面図	病院・診療所内で実施するサービスになりますので、医療法に基づく変更の手続きが必要なものについては、枚方市保健所等で 必ず事前に 手続を行ってください。
運営規程	①営業日・営業時間 ②サービス提供日・時間 ③通常の実施地域 ④利用料金(実施地域以外の交通費) ⑤上記①から④以外の変更の場合 ※1 <input type="checkbox"/> 運営規程	※1:看護職員や理学療法士等の人数に変更があった場合でも、その都度の届出は不要ですが、事業所内で運営規程の整備をお願いします。 また、本市ホームページに運営規程のモデル様式を掲載していますが、制度改正等によりモデル様式を改定する場合がありますので、適宜ホームページの確認をお願いします。
管理者の氏名及び住所	<input type="checkbox"/> 保険医療機関・保険薬局の変更届の写し *婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合、 <u>システムでの入力のみ</u> となります。	

変更する事項	添付書類	留意点
事業所の電話・FAX 番号、メールアドレス	※本事項についてはシステムでの入力のみとなります。	
介護給付費算定に係る体制(加算項目)	*詳細については、本市ホームページの各サービスの様式集「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」をご参照ください。	15 日までに届け出た場合、翌月1日からの算定開始となります。 *(介護予防)訪問看護の緊急時訪問看護加算に限り、届出日から算定開始となります。

◆法人・開設者情報の変更 提出書類一覧<同一法人・開設者がみなし指定事業のみを運営する場合>

法人情報の変更届については、法人単位での届出となります。同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、「法人情報に係る一括変更届出」から申請してください。

変更する事項	添付書類	留意点
法人の名称・法人所在地	<input type="checkbox"/> 保険医療機関・保険薬局の変更届の写し	同一法人に、「みなし指定」以外の指定事業所がある場合は、該当するサービスの必要書類を確認してください。
法人代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所	<input type="checkbox"/> 保険医療機関・保険薬局の変更届の写し	保険医療機関等の移転や個人診療所が法人化され、医療保険機関等として改めて指定を受けた場合、介護保険法上の各サービスについても、改めてみなし指定となります。 この場合、介護保険事業所番号が変更となりますので、介護給付費算定に係る体制についても改めて届出が必要です。届出がない場合、介護給付費の請求は返戻となりますので、ご注意ください。
法人(開設者)の電話・FAX番号	※本事項についてはシステムでの入力のみとなります。	